

第三十八条 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>一 (略)</p> <p>二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料</p> <p>イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料</p> <p>イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料</p>
<p>(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。</p> <p>(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注17、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注14、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス介護給付費単位数表」という。）の介護保健施設サービス等のイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービス等のイからハまでの注15、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注13、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注12並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）附則</p>	<p>(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。</p> <p>(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービス等のイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービス等のイからハまでの注14、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、ロ(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びにホ(1)から(6)までの注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）附則第十二条に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施</p>

第十二条に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するもの（指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注7若しくはホ(1)から(7)までの注8、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8若しくは介護医療院サービスのイからへまでの注9又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6若しくはホ(1)から(6)までの注7の室料相当額控除（以下単に「室料相当額控除」という。）を算定していない介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の居室等に限る。）は除く。）並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室及び介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもの 光熱水費に

(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室及び介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養室に限る。）のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱水費に相当する額

設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもの 光熱水費に相当する額

三
口 (2)
(略) (略) (略) 相当する額

三
口 (2)
(略) (略) (略)